

名古屋港管理組合公報

令和5年4月14日
(金曜日)
号外第34号

目次

- 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則 1
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 3
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 3
- 職員の定年等に関する条例施行規則 3
- 特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 4
- 給与条例施行規則の一部を改正する規則 5
- 住居手当規則の一部を改正する規則 6
- 単身赴任手当規則の一部を改正する規則 6
- 管理職手当規則の一部を改正する規則 6
- 管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則 7
- 旅費条例施行規則の一部を改正する規則 8
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則 9

規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第一号中「ある子」の下に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると管理者が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。以下この項及び第一条の五において同じ。）」を加え、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第一条の五第二項及び第三項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第八項及び第九項中「命じてはならない」を「させてはならない」に改める。

第二条第一項第二号、第三条第一項、第三条の二及び第四条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第一項中「第十四条第四号」を「第十四条第一号、第四号及び第六号」に改める。

第六条第一項第一号から第三号までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項に次の一号を加える。

五 日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると管理者が認める者等及びその者の父母

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第一条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第六号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「場合」の下に「（がん（公務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成

十二年法律第五十号) 第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)の公益的法人等派遣条例第九条各号に掲げる特定法人若しくは職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第二号) 第八条第一項に規定する特別法人職員(以下「特別法人職員」という。)の同項に規定する特別法人(以下「職員派遣団体等」という。)における業務に起因するものを除く。第二条第一項第三号八において同じ。)治療に係る通院等の場合を含む。)を加え、同条第七号中「子」の下に「(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると管理者が認める者等をいう。以下同じ。))の子を含む。第七号の三及び第二条第一項第四号において同じ。)」を加え、同条第七号の三中「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を「等」に改め、同条第八号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 第一条第六号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数又は時間

イ 公務傷病又は職員派遣団体等における業務上の傷病の療養の場合 任命権者が別に定める日数(時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるものとし、一日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあつても一日とみなす。)

ロ その他の傷病の療養の場合 引き続いて百八十日以内(臨時に任用される職員にあつては引き続いて九十日以内、会計年度任用職員(六月以上の任期が定められている者又は六月以上継続勤務している者に限る。))のうち一週間の勤務日数が五日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が二百七十日以上)である者については一年度につき七十五日以内、一週間の勤務日数が四日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が百六十九日以上二百六十六日以下)である者については一年度につき六十日以内、一週間の勤務日数が三日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が百二十一日以上百六十八日以下)である者については一年度につき四十五日以内、一週間の勤務日数が二日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が七十三日以上百二十日以下)である者については一年度につき三十日以内、一週間の勤務日数が一日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が四十八日以上七十二日以下)である者については一年度につき十五日以内、その他の会計年度任用職員のうち一年度の勤務日数が百二十一日以上である者については一年度につき四十五日以内、一年度の勤務日数が七十三日以上百二十日以下である者については一年度につき三十日以内、一年度の勤務日数が四十八日以上七十二日以下である者については一年度につき十五日以内)

ハ がん治療に係る通院等の場合 任命権者が別に定める時間

第二条第一項第七号及び第八号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第二項中「及び再任用職員」を削り、「とき」の下に「(前項第三号八に掲げる場合に該当して職務に専念する義務を免除されたときを除く。)」を加え、同条第六項中「及び再任用職員」を削る。

第二条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ロ中「百八十日」を「九十日」に、「臨時に任用される職員」を「任命権者が別に定める職員にあつては引き続く九十日を超えて必要と認められる日数、法第二十二条に規定する条件付採用になつている職員」に、「九十日」を「百八十日」に改め、同条第二項中「二年」を「六月」に改め、「又は引き続き同一の傷病(公務(職員派遣団体等における業務を含む。))若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号) 第二条第二項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第二条第一項第二号の規定により派遣された者を除く。)、退職派遣者及び特別法人職員にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) 第七条第二項に規定する通勤)をいう。))に起因する傷病又は結核性疾患を除く。))により法第二十八条第二項第一号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から六月以内」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和六年四月一日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号) 附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員に対する第一条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則第二条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、第二条第一項第三号ロ中「十五日以内」とあるのは、「十五日以内、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号) 附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。))のうち、短時間勤務の職に採用された職員であつて一週間の勤務時間が二十時間であり、一週間の勤務日数が四日である者については一年度につき六十日以内、その他の暫定再任用職員については一年度につき七十五日以内」と、同条第二項及び第六項中「会計年度任用職員」とあるのは「会計年度任用職員及び暫定再任用職員」とする。

3 令和六年三月三十一日現に第二条の規定による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正前規則」という。)) 第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除され、引き続き一部施行日において第二条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正後規則」という。)) 第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された職員に対する改正後規則第二条第一項第三号及び同条第二項の規定の適用については、令和六年三月三十一日現に改正前規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間(引き続き一部施行日において改正後規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間に限る。))及び当該期間の末日の翌日から改正後規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間中に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第三項若しくは第四項又は第十一項若しくは第十二項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第二十二條第一項第二号の規定の適用については、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第三項若しくは第四項又は第十一項若しくは第十二項」とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條第一項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたもの」を「次の各号のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国家公務員（職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号。以下「退職手当条例」という。）第二條第一項第三号に規定する国家公務員をいう。）から引き続き職員となつた職員（退職手当条例第七條第五項第三号の規定の適用を受ける者に限る。）

二 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用された職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

職員の定年等に関する条例施行規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第九号

職員の定年等に関する条例施行規則

（趣旨）

第一條 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和三十八年名古屋港管理組合条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第二條 条例第六條第一項第二号の規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十七第一項の規定により派遣された職員のうち、給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）第八條の二第一項の規定による管理職手当に相当する手当を支給される職員の職

二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号）第二條第一項の規定により派遣された職員のうち、給与条例第八條の二第一項の規定による管理職手当に相当する手当を支給される職員の職（定年前再任用）

第三條 条例第十三條及び第十四條の規則で定める情報は、定年前再任用（条例第十三條又は第十四條の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（雑則）

第四條 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規則で定める職及び職員)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号。以下「改正条例」という。)附則第二項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第三条に規定する定年(以下「新条例定年」という。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用)

4 改正条例附則第三項及び第四項、第八項及び第九項、第十一項及び第十二項並びに第十四項及び第十五項に規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用(改正条例附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用することをいう。以下この項において同じ。)を行う職の職務遂行に必要な経歴又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

5 改正条例附則第七項又は改正条例附則第十項、第十三項若しくは第十六項において準用する改正条例附則第七項に規定する職員の同意は、書面によつて行われなければならない。

(改正条例附則第二十四項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

6 改正条例附則第二十四項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十三条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

7 改正条例附則第二十四項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

8 改正条例附則第二十四項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(改正条例附則第二十四項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十号

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(令和二年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条第七号の二の二」を「第一条第六号、第七号の二の二」に、「同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、」を「同条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつてはその免除された日数(時間単位で免除された場合は、当該職員の日当たりの正規の勤務時間(一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。)をもつて一日と換算する。)」が同規則第二条第一項第三号ロに定める日数を超えたときに限り、同規則第一条第十七号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては、」に、「場合に限る」を「ときに限る」に改める。

第五条第二項中「会計年度任用短時間勤務職員」を「非常勤の職員」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条中「非常勤の職員」を「会計年度任用短時間勤務職員」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(通勤手当に相当する費用弁償の支給日)

第十条 非常勤の職員の第五条第一項本文の規定による通勤手当に相当する費用弁償の支給日は、任命権者が定める者を除き、職員の給料の支給日の例による。

2 非常勤の職員の第五条第一項ただし書及び同条第二項の規定による通勤手当に相当する費用弁償は、任命権者が定める者を除き、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

3 前二項の規定にかかわらず、非常勤の職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。)の第五条の規定による通勤手当に

相当する費用弁償（報酬期間が月の初日から末日までである者にあつては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定による通勤手当に相当する費用弁償を除く。）は、第八条第二項及び第三項の支給日に支給することができる。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「報酬期間」を「会計年度任用短時間勤務職員の報酬期間」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会計年度任用短時間勤務職員の報酬（第二条第三項及び第四項の規定による手当に相当する報酬を除く。）の支給日は、任命権者が定める者を除き、職員の給料の支給日の例による。

第八条第三項中「報酬」を「会計年度任用短時間勤務職員の報酬」に改め、「及び費用弁償（第五条第一項ただし書及び同条第二項の規定による通勤手当に相当する費用弁償に限る。）」を削り、同条第四項中「期末手当」を「会計年度任用短時間勤務職員の期末手当」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（非常勤の職員の報酬期間と報酬の支給日）

第八条 非常勤の職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）の報酬期間は、任命権者が定める者を除き、報酬を年額により定める者にあつては年度の初日から末日まで、報酬を月額により定める者にあつては月の初日から末日まで、その他の者にあつては職務を行つた日又は職務を行つた日の属する月の初日から末日までとし、当該報酬期間につき報酬を支給する。

2 非常勤の職員の報酬の支給日は、任命権者が定める者を除き、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 年額の報酬 六月、九月、十二月又は翌年の三月の十六日（二期に分けて支払う場合は、九月及び翌年の三月の末日）
- 二 月額の報酬 その月の十六日、二十日、末日又は翌月の十六日
- 三 その他の報酬 職務を行つた日（報酬期間が職務を行つた日の属する月の初日から末日までである者にあつては、翌月の十六日）

3 前項の規定による報酬の支給日（職務を行つた日に支給する場合を除く。）が、休日（名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項に規定する本組合の休日をいう。以下同じ。）であるときは、前項の規定にかかわらず、その直前の休日でない日に支給する。

4 前二項の規定にかかわらず、報酬期間が月の初日から末日までである者にあつては、給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）第一条の五の規定による給料の支給日（以下「職員の給料の支給日」という。）の例により支給することができる。この場合において、報酬の支給日が翌月となる者にあつては、同条第一項中「その月」とあるのは、「翌月」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十一号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の二を削る。

第九条第六項中「第一条第七号の二の二」を「第一条第六号、第七号の二の二」に、「同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、」を「同条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつてはその免除された日数（時間単位で免除された場合は、当該職員の日当たりの正規の勤務時間（一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。）をもつて一日と換算する。）が職免規則第二条第一項第三号ロに定める日数を越えたときに限り、職免規則第一条第十七号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては」に、「場合に限る」を「ときに限る」に改め、同条第八項中「第二条」を「第二条第一項第三号ハに掲げる場合に該当して免除された日数（免除された時間について当該職員の日当たりの正規の勤務時間（一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。）をもつて一日と換算する。）及び同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 条例第十三条第二項に規定する「その勤務を要しない勤務時間」は、免除された期間（九十日を超える部分に限る。）のうち、正規の勤務時間が割り振られている日（勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する休日及び第十四条の規定により特別休暇の承認を受けた日を除く。）の勤務時間とする。

第十五条第四項中「勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「及び」という。）」を削る。

第十八条の四第六項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第二十三条第二号中「第三条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第五号中「第三条第五項」を「第三条第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 第十八条の四第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、条例附則第八項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定により算出した額とし、当該職員に条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料が支給される場合は当該給料の額を含めるものとする」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用す

る。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の給与条例施行規則第九条第五項の規定の適用については、同項中「第一条第七号の二の二」とあるのは「第一条第六号、第七号の二の二」と、「免除された場合」とあるのは「免除された場合(同条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては、その免除された日数(時間単位で免除された場合は、当該職員の日当たりの正規の勤務時間(一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。))をもつて一日と換算する。))が職免規則第二条第一項第三号ロに定める日数を超えたときに限る。」とする。

(暫定再任用給料表の括弧内金額の適用)

- 3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第一及び附則別表第二(以下「暫定再任用給料表」という。)の四級の括弧内の金額を適用する者は、当該級に格付けられる職務について特に総括的又は指導的な業務を行う職にある者のうちから指名する。
- 4 暫定再任用給料表七級又は八級の括弧内の金額を適用する者は、当該級に格付けられる職務について特に複雑かつ困難であつて重大な責任を伴う事務を行う職にある者及びこれに相当する事務を行うものと認められる者のうちから指名する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十二号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則(昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された」を「第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の住居手当規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の住居手当規則第四条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

単身赴任手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十三号

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則(平成二年名古屋港管理組合規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第七号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手当規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当規則第五条第一号及び第七号の規定の適用については、同条第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十二條の四第一項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第四号)附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項」と、同条第七号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項」とする。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十四号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」を「行政職給料表の適用を受ける職員にあつては、前条第二項に規定する区分に応じ、別表第二の額欄」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは「別表第三」と、「定める額」とあるのは「定める額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは「定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。）」とする。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

区分	額
一種	九万五千円
二種	八万三千円
三種	七万三千円
四種	六万六千円
五種	六万千円

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一及び附則別表第二の適用を受ける職員のうち、この規則による改正後の管理職手当規則（以下「新規則」という。）別表第一に掲げる職にある職員に支給する管理職手当の額は、新規則第三条第一項の規定にかかわらず、新規則第二条第二項に規定する管理職手当の区分に応じ、附則別表の額欄に定める額（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該暫定再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

附則別表

区分	額
一種	九万二千円
二種	八万二千円
三種	六万五千円
四種	五万九千円
五種	五万千円

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十五号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成四年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「五千円」とあるのは「四千五百円」と、同項第二号中「四千三百円」とあるのは「三千八百円」とする。

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「一万円」とあるのは「九千円」と、同項第二号中「八千五百円」とあるのは「七千五百円」とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

- 2 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第一項及び第三項中「次に定める額」とあるのは、「次に定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十六号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第7条の2）関係

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	技能労務職給料表
9 級	
8 級	
7 級	
6 級	
5 級	
4 級	4 級
3 級	3 級
2 級	2 級
1 級	1 級

備考 行政職給料表以外の給料表における行政職給料表の級に相当する級は、行政職給料表の級の項と同じ項に掲げるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の旅費条例施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一又は附則別表第二（以下「旧行政職等給料表」という。）の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の旅費条例施行規則第七條の二の規定の適用については、同条中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	旧行政職等給料表
9 級	9 級
8 級	8 級
7 級	7 級
6 級 及び 5 級	6 級 及び 5 級
4 級 及び 3 級	4 級 及び 3 級
2 級	2 級
1 級	1 級

備考 旧行政職等給料表における行政職給料表の級に相当する級は、行政職給料表の級の項と同じ項に掲げるものとする。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月十四日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十七号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和五十二年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四項」を「第五項」に、「第七項第三号」を「第八項第三号」に改め、「。第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「十八日」の下に「（一月間の日数（名古屋港管理組合の休日を含め、平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数」を加え、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項ただし書中「第一項第二号」を「同号」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に、「第七項の」を「第八項の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項又は第三項の規定による」を「基本手当に相当する」に改め、同項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項又は第三項の規定による退職手当（以下「及び」という。）を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二号」を「同号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他管理者が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして管理者が定める職員（以下「退職の日後に事業を開始した職員等」という。）がその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。

第七条中「第九条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第九条第五項又は第九条の二第三項の規定により受給期間延長等通知書」に、「提出」を「提示」に改める。

第九条第一項中「受給期間延長申請書（様式第四号）を」を「受給期間延長等申請書（様式第四号）に医師の証明書その他の疾病又は負傷（傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）その他やむを得ない理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「記入したうえ」を「記載した上」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「その旨」に、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第九条に次の二項を加える。

8 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

9 前項の規定は、第六項の規定による届出について準用する。

第九条の次に次の一条を加える。

（支給期間の特例の申出）

第九条の二 第二条第四項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他退職の日後に事業を開始した職員等に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて受給資格者が管理者に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が第二条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 特例申出をした者が退職の日後に事業を開始した職員等に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付するとともに、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付する。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管理者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - 二 第二条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証
- 5 前項の書類の提出を受けたときは、当該書類に必要な事項を記載した上、返付する。
- 6 前条第八項の規定は、特例申出及び第四項の規定による届出について準用する。

第十条第一項第三号中「第二条第四項又は第五項」を「第二条第五項又は第六項」に改める。

第十一条第二項中「第十条」を「前条」に改める。

第十五条第一項中「第二条第六項第一号」を「第二条第七項第一号」に、「同条第七項第一号」を「第八項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第二条第七項第三号」を「第二条第八項第三号」に、「第二条第七項第五号」を「第二条第八項第五号」に改める。

第十六の二第一項中「第二条第四項第一号」を「第二条第五項第一号」に改める。

第十七条中「失業者の退職手当」の下に「の支給」を加える。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第4号 (第9条関係)

受給期間延長等申請書

申請者	氏名			台帳番号	
	住所又は居所	電話			
退職年月日	年 月 日				
この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由				
上記の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり申請します。 年 月 日 元の勤務先 部 課 氏 名 名古屋港管理組合管理者 様					
※ 処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで				

備考 1 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5号 (第9条関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		台帳番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">名古屋港管理組合管理者 印</div>			

- 備考 1 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 2 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第六号中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---

を

に改める。

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---	---

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則の規定は、令和五年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- (経過措置)
この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後規則」という。）第二条第二項の規定は、適用日後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、適用日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 改正後規則第二条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する退職の日後に事業を開始した職員等に該当するに至つた者について適用する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、改正後規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている通知書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- (職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合